

内部統制について

内部統制システム確立の状況

当金庫は、2006年5月開催の理事会において、労働金庫法施行規則第19条に掲げる「業務の適正を確保するための体制」いわゆる内部統制システム確立の決議を行い、理事会特別委員会である内部統制委員会において点検および確認を行っております。改正会社法の施行に伴い、2015年7月開催の理事会にて、子会社を含めたグループとしての「内部統制システム基本方針」を制定し、2017年4月開催の理事会において2016年度の統制状況を確認しました。今後も、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

●内部統制システムの決議内容

業務の適正を確保するための体制

(労働金庫法第38条第5項第5号)
(労働金庫法施行規則第19条)

内部統制システム基本方針(決議内容)

1 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (法第38条第5項第5号)

- ① 役職員が法令・定款及び金庫の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス基本方針」「役職員行動規範」等を含む「コンプライアンス・マニュアル」をはじめ、コンプライアンス態勢にかかる規程等を定め、法令・定款並びに社会規範を遵守する態勢を構築する。
- ② コンプライアンス態勢の充実・強化を図るため、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その進捗状況を理事会で確認する。理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、金庫のコンプライアンス状況を把握し、法令等遵守態勢の確立を図る。
- ③ 法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、ホットライン制度を設置する。通報者の匿名性を担保するとともに不利益を被らない仕組みとする。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 理事の職務の執行にかかる情報については、文書(電磁的記録を含む)の管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- ② 理事及び監事は、各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、閲覧することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理方針」を定め、リスク管理に関する規程を整備し、経営政策委員会、コンプライアンス委員会においてリスクカテゴリーごとに管理し、リスク統括部を統括管理部署として統合的リスク管理を行う。
- ② リスク管理統括部署は、リスク管理状況を定期的に理事会に報告する。リスク管理態勢を確立することにより金庫の損失の危険を回避・予防する。
- ③ 経営に重大な影響を与えるような損失の危険が顕在化した場合には、速やかに理事会に報告する。
- ④ 監査部は統合的リスク管理態勢の管理状況を監査し、その結果を定期的に理事会に報告する。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 理事会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化、迅速化を図る。
- ② 業務運営における個別課題については、実務的な観点から常勤理事によって構成される常務会において審議する。重要事項については、その審議を経て理事会にて職務の執行の決定を行う。
- ③ 理事会規程、常務会規程で決議事項を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
- ④ 職務執行に係る権限の委譲に関する規程を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行うことにより、理事の職務執行の効率化を図る。

5 次に掲げる体制その他の金庫及びその子会社(株)東海労働金サービスから成るグループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 金庫の子会社(株)東海労働金サービスの取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(3)及び(4)において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の金庫への報告に関する体制

- ① 金庫の子会社(株)東海労働金サービスの代表取締役は、子会社の事業業績、財務状況その他の重要な情報について担当代表理事に定期的に報告する。
- ② 理事会は、金庫の理事と金庫の子会社(株)東海労働金サービスの取締役が出席する「東海労働金サービス業務連絡会」を設置し、定期的に開催する。「東海労働金サービス業務連絡会」において、(株)東海労働金サービス取締役は、子会社において重要な事象について必ず報告する。

(2) 金庫の子会社(株)東海労働金サービスの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ③ 理事会は、リスク統括部を、金庫の子会社を含むグループのリスク統括部門と定めて、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ④ 理事会は、経営政策委員会及びコンプライアンス委員会を、子会社を含むグループのリスク管理を担当する機関として定めて、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
- ⑤ 理事会は、金庫の「緊急時対応マニュアル」「BCPマニュアル」等の事業継続に関する規程等を金庫及び金庫子会社(株)東海労働金サービスの役員に周知する。

(3) 金庫の子会社(株)東海労働金サービスの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ⑥ 理事会は、金庫子会社(株)東海労働金サービスに対し、金庫に準じた効率的な職務執行体制を構築させる。

5

(4) 金庫の子会社(株)東海労金サービスの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ⑦金庫のコンプライアンス統括部門は、金庫のコンプライアンス・マニュアルをもって、金庫の子会社を含むグループのものとして、金庫の子会社(株)東海労金サービスの役職員に周知する。さらに、金庫の子会社(株)東海労金サービスの役職員に対しても、金庫役職員と同様に法令等遵守等に関する研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ⑧金庫の監査部は、内部監査規程に基づき、子会社に対する年1回の監査を実施する。子会社(株)東海労金サービスの内部統制の有効性を監査し、結果を理事長及び監査報告会にて金庫常勤役員に報告する。重要な事項については理事会に報告する。
- ⑨金庫と金庫の子会社(株)東海労金サービスは、金庫コンプライアンス統括部門又は外部の弁護士に対して直接通報することができるコンプライアンス・ホットライン制度を設け運用する。

6

監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ①理事会は、監事会の求めに応じて、監事の職務遂行を補助する体制を確保するために監事会事務局を設置し、必要な人員の監事の職務を補助する職員(以下「監事会事務局員」という)を配置する。
- ②監事会事務局員の人選は、監事の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監事と協議のうえ決定する。

7

監事会事務局員の金庫の理事からの独立性に関する事項

- ①監事会事務局員は、金庫の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監事に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監事と事前協議のうえ実施する。

8

監事の監事会事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監事会事務局員は、他の部署の兼務をせず、専ら監事の指揮命令に従うものとする。当該指揮命令に従わなかった場合は処分の対象とする。

9

次に掲げる体制その他の金庫の監事への報告に関する体制

(1) 理事及び職員が監事に報告するための体制

- ①理事及び職員は、監事が求める重要な書類については、速やかに監事に提出する。
- ②理事及び職員は、監事が求める重要な事項については、速やかに監事に報告する。
- ③理事会は、理事会等における決定事項のほか、当金庫に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットライン制度等による通報状況及びその内容を、速やかに監事に対して報告する体制を整備する。
- ④前項に関わらず、監事は、いつでも必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができるものとする。

(2) 金庫の子会社(株)東海労金サービスの取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが金庫の監事に報告をするための体制

- ⑤理事及び職員は、金庫又は子会社(株)東海労金サービスの業務執行に関し、監事にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- ⑥子会社(株)東海労金サービスの役職員が、監事にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を行う体制を確保する。
- ⑦監事は、理事による子会社(株)東海労金サービスの管理の監査を行うため、子会社(株)東海労金サービスの監査役との日常の連携を通じて、子会社から報告を受けることができる。

10

監事への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①監事に報告・相談を行った理事及び職員若しくは子会社(株)東海労金サービスの役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定する。
- ②監事は、定期的に理事長との意見交換会を開催し、必要に応じ理事及び職員との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- ③理事及び職員は、監事が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ確に対応する。

11

監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①理事会は、監事がその職務の執行について、金庫に対し費用の前払いの請求をしたときは、審議の結果、当該請求に係る費用又は債務が監事の職務に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ②監事会が、独自の外部専門家を監事のための顧問とすることを求めた場合、金庫は、監事の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③理事会は、監事の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、年度ごとに一定額の予算を設ける。

12

その他、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①理事会は、監事監査の重要性・有用性を十分認識し、監事監査の環境整備を行う。
- ②監事は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、理事会並びに常務会のほかすべての会議又は委員会等に出席し、報告を受けその審議経過において意見することができる。
- ③監事は、監査業務の品質及び効率を高めるため、会計監査人及び内部監査部門と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。